

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条 （略） （常任委員会の名称、委員の定数、所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）福祉保健委員会 7人 福祉部及び<u>こども・保健部</u>の所管に属する事項 （3）—（5）（略） 2・3 （略） 第3条 （以下略）	第1条 （略） （常任委員会の名称、委員の定数、所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）福祉保健委員会 7人 福祉部、<u>保健部及びこども部</u>の所管に属する事項 （3）—（5）（略） 2・3 （略） 第3条 （以下略）